

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

知事等は、武力攻撃災害により自らが管理する施設及び設備に被害が発生した場合の一時的な修繕や補修など応急の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

1 応急の復旧の概要

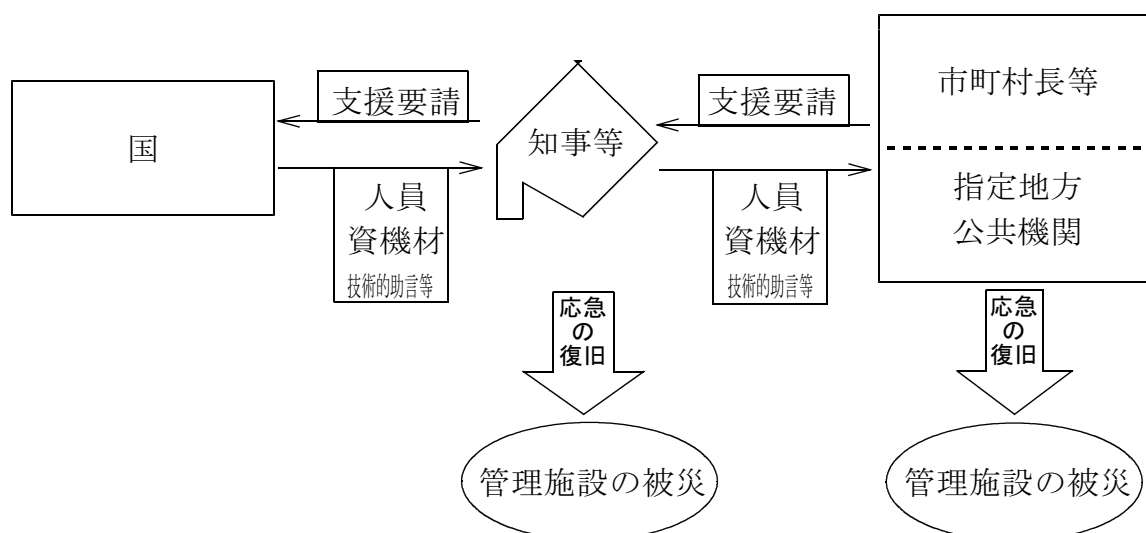
知事等は、武力攻撃災害により自らが維持管理している施設及び設備が被災したときは、一時的な修繕や補修など被災した施設及び設備の機能を暫定的に回復するために必要な措置を講じなければならない。

また、知事等は、自ら応急の復旧を行うことができない場合には、国に対して、的確かつ迅速に応急の復旧の措置を講ずるための支援を求めることができる。

市町村長等及び指定地方公共機関から支援の求めを受けた知事等は、可能な限り人員、資機材の提供、技術的助言など応急の復旧に必要な支援を行うよう努める。

市町村長等及び指定地方公共機関は、武力攻撃災害によりそれぞれが維持管理している施設及び設備が被災したときは、それぞれが定める国民保護計画又は国民保護業務計画により一時的な修繕や補修など被災した施設及び設備の機能を暫定的に回復するために必要な措置を講じなければならないものとする。

また、市町村長等及び指定地方公共機関は、自ら応急の復旧を行うことができない場合には、知事等に対して、的確かつ迅速に応急の復旧の措置を講ずるための支援を求めることができるものとする。



2 知事等の応急の復旧の基本的な考え方

(1) 応急の復旧の実施体制等の整備

知事等は、管理する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置を有効に活用しつつ、あらかじめ即応できる体制及び資機材を整備するよう努める。

(2) 施設及び設備の緊急点検等

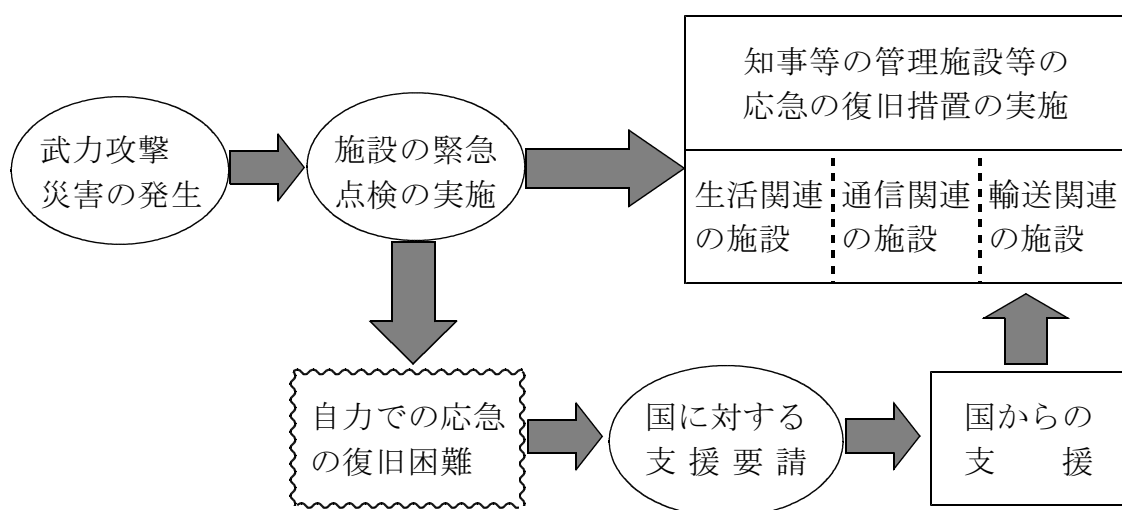
知事等は、管理する施設及び設備の周辺地域が安全であることを確認した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに施設等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(3) 通信機器の応急の復旧

知事等は、武力攻撃災害の発生により、北海道総合行政情報ネットワーク等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(4) 国に対する支援要請

知事等は、応急の復旧の措置を講ずるに当たり、自らの要員、資機材などによっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、国に対して人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のために必要な措置に関して、支援を求める。



3 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 知事が管理するライフライン施設の応急の復旧

知事は、緊急点検の結果により、自らが管理するライフライン施設及び設備に被害が生じている場合、安全の確保に配慮した上で、応急の復旧のための必要な措置を講ずる。

(2) 市町村長及び指定地方公共機関に対する支援

知事等は、水道、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村長及び指定地方公共機関から応急の復旧の支援について要請があった場合には、ライフライン施設ごとの被害状況等詳細な内容を把握した上で、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言等その他必要な措置を可能な限り講ずるよう努める。

4 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための道対策本部長の総合調整

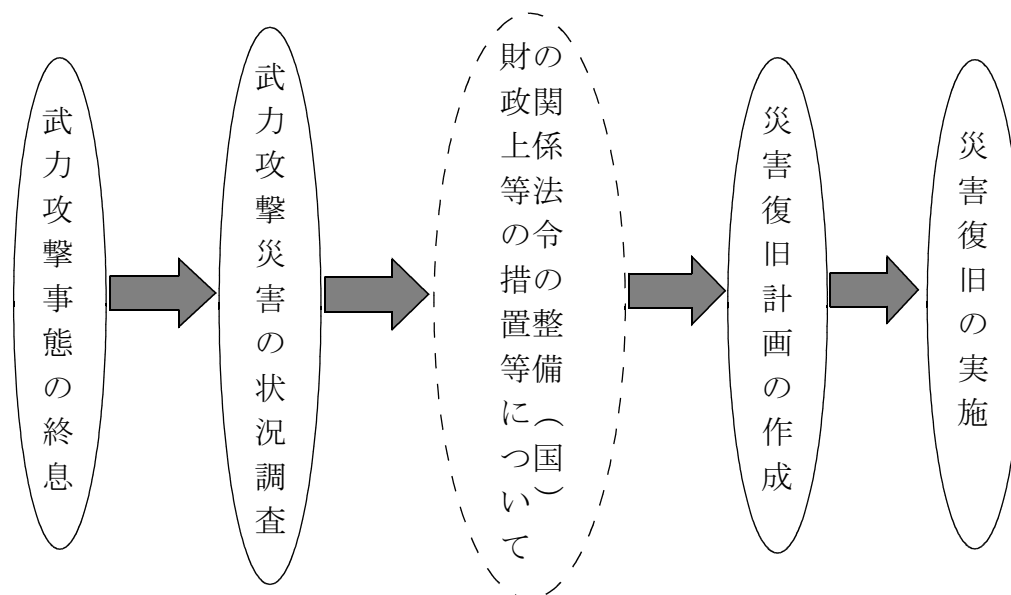
道対策本部長は、道内において武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民及び緊急物資の運送を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じて総合調整を行う。

(2) 知事が管理する輸送施設の応急の復旧

知事の管理する道路、漁港、空港施設等輸送関連施設が武力攻撃災害により損壊し、避難住民の緊急輸送等に支障を来すおそれがある場合には、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

知事等は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。



1 被災状況の調査

知事等は、武力攻撃事態が終息した後、可能な限り速やかに被災地の被害状況を調査し、実態を把握する。

特に、被災住民の生活に直接影響のある知事等が管理する生活関連等施設の被害状況を最優先に調査し、調査時点で対応可能な措置があれば実施する。

2 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けて国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、知事等は武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って実施する。

3 災害復旧計画の策定及び災害復旧の実施

知事等は、武力攻撃災害により被害を受けた自らが管理する施設及び設備を復旧するため、前記1により被害状況を十分調査した上で、関係機関との調整を行い、国の示す方針に従って、円滑かつ迅速に復旧作業を行えるよう災害復旧計画を策定し、当該計画に従い、速やかに復旧作業を実施する。

なお、災害復旧計画の策定に当たっては、被災地の被害の状況、地域の特性などを勘案して策定する。

4 武力攻撃災害の復旧に係る財源確保

知事等は、武力攻撃災害の復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう早期に国に財政支援を求めるなど、財源確保に努める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

道が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

道は、国民保護措置の実施に要した費用で道が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

道は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

道は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

道は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

道は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

道は、国民保護措置の実施に関し、道対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、道又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村は、自らの国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、道国民保護計画に準じ、市町村国民保護計画に定めるものとする。

この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

市町村は、国民保護法に基づき行う損失補償及び損害補償の手続等については、道国民保護計画に準じて、当該市町村の市町村国民保護計画に定めるものとする。